学校給食を継続的に食べていない小学校児童への支援給付金のお知らせ

令和８年度より、愛知県の給食費負担軽減制度を活用し、日進市の給食費負担軽減制度を実施します。この制度により、重度の食物アレルギー等やむを得ない事情により、学校給食を継続して食べていない児童の保護者へ、給食費相当額の支援を行います。

対象となる児童	重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮により、やむを得ず１か月以上連続して給食の全部を喫食しない児童 ※事前に、学校に給食カットの依頼が必要。
給付額	月額 5,200 円（令和８年度）×対象となる月数分
申請方法	様式１（学校給食停止届）、様式２（支給申請書兼請求書）を、在籍する学校へ提出した後、学校による給食停止状況の確認後、保護者より、学校給食センターへ提出
支給	学期ごとに審査し、振込み

手続きの流れ（令和８年度）※令和８年４月１日以降分から遡及して対象

① 令和８年 10 月末まで
　保護者は、在籍する小学校へ様式１（学校給食停止届）及び様式２（支給申請書兼請求書（学期につき１枚））を提出
② 令和８年 12 月末まで
　在籍する小学校で１・２学期の給食停止状況を確認
③ 令和９年１月末まで
　保護者は、学校から様式１及び様式２（１・２学期分）を受け取り、学校給食センターに郵送等により提出
④ 支給決定後、指定口座に振込み
⑤ 令和９年３月末まで
　在籍する小学校で３学期の給食停止状況を確認
⑥ 令和９年４月末まで
　保護者は、学校から様式１及び様式２（３学期分）を受け取り、学校給食センターに郵送等により提出
⑦ 支給決定後、指定口座へ振込み

注意事項

・生活保護による教育扶助で給食費相当額の支給を受けている場合や、他制度による同種の給付を受けている場合は対象外です。
・給付を希望される場合は、必ず申請が必要です。

お問い合わせ

日進市学校給食センター
電話：0561-72-0691
E-mail：kyushoku@city.nisshin.lg.jp